染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によって算定した額に対応する繰出見込額等（一部事務組合、広域連合又は道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　道府県等（道府県、道府県が組織する一部事務組合又は広域連合、道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する組合並びに都道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）が経営する病院について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（次の表第一号から第四号までの上欄に掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）の許可病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数（以下「要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（稼働病床の数（同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数をいう。以下同じ。）が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該稼働病床の数（以下「要件該当稼働病床の数」という。）とする。）に平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	病床の数	額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する	稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の	一、三四九、〇〇〇円

染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によって算定した額に対応する繰出見込額等（一部事務組合、広域連合又は道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　道府県等（道府県、道府県が組織する一部事務組合又は広域連合、道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する組合並びに都道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）が経営する病院について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（次の表第一号から第四号までの上欄に掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）の許可病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数（以下「要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（稼働病床の数（同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数をいう。以下同じ。）が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該稼働病床の数（以下「要件該当稼働病床の数」という。）とする。）に平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・六を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	病床の数	額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する	稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の	一、二六三、〇〇〇円